

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 発行日：2017年8月31日
〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp 電話 080-4865-3159(稲垣)
Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp>

No.6



双葉町中野・中浜地区の津波あと。撮影：菅本章二(双葉町民)

2011年3月7日に東電は、原子力安全・保安院に
津波の高さの試算結果を報告していたのです。(中略)
知っていれば当然、私の職権で原発の運転を止めました。(中略)
これは看過できない事実です。 p2コラムに続く👉

前回口頭弁論は満席。御礼申し上げます。
次回 10月4日(水)10時～東京地裁103号法廷
傍聴によるご支援をお願いします！

原告 井戸川克隆

コラム俺の話を受け！「第11準備書面と井戸川裁判(福島被ばく訴訟)」井戸川克隆	p.2
食品と放射能のはなし～測定方法、諸外国の輸入制限	p.3
井戸川裁判(福島被ばく訴訟)第7回口頭弁論・報告集会 開催報告	p.3
特別報告「川内・伊方・高浜・玄海原発稼働で次の末期的大事故必至～井戸川裁判の意義を説く」広瀬隆	p.4
双葉町さんぽ「双葉町民が語る 私の3.11」	p.6
ウクライナ報告「ザポルーカ “家族の家” 訪問」佐尾和子	p.7

コラム 俺の話を聴け！ 第11準備書面と 井戸川裁判(福島被ばく訴訟) 井戸川克隆

去る7月12日10時から東京地方裁判所103号法廷で、第7回口頭弁論を行いました。

第6回口頭弁論の進行協議で、裁判長から「次々回の口頭弁論から大法廷を普通法廷に変えたい」と言われました。理由は、大法廷の裁判が立て込んでいたので移したいということでした。第7回の様子を見て決めましょうということになり、大法廷を維持するために、大勢のご支援者に傍聴のお願いをいたしました。おかげさまで12日は満席になり、折角お出でになりながら傍聴できない方が大勢いました。この後の進行協議では、裁判長から「引き続き大法廷で行いましょう」と言われました。この場をお借りいたしまして、お出で頂きました皆様に対し厚くお礼申し上げます。



第11準備書面—「想定外」への反論

今回の第11準備書面の概要を申し上げますと、全体が133ページに及びます。内容は、被告が主張する「想定外の事故だった」という言い訳が通じないことを主張しています。また被告側の反論に対する再反論もしています。古川元晴先生並びに東京グリーン法律事務所の弁護団の方々が、深夜に及ぶ長い検討を重ねられたものです。各地で行われている裁判でも、東電が主張する「想定外」は通用しなくなってきました。当時の東電役員の刑事裁判並びに株主代表訴訟で原告が示す“動かぬ証拠”は、段々と被告側を追い込んで来ています。

井戸川裁判も重要証拠を提出しながら確実に進行しています。筋書はまだ見えないことで苛立つかもしれませんが、頑張っておりますので、焦らずにお見守り下さい。

第11準備書面の主張の主な点は、被告側の「規制権限が無いから」とか、「回避義務が無いから」という言い訳に対して、よく調べると「こんなに理由があるではないか」と、随所に証拠を出して反論が出来ないように主張しています。被告側からは第7準備書面と証拠が提出されましたので、これから慎重に内容を検証して対応します。

私の裁判では、被告側から驚くような証拠が出れば、こちらのものです。私が双葉町長時代にそのような証拠が存在していたならば、双葉町に対して未申告、虚偽の報告、あるいは隠ぺいをしていたこととなります。

井戸川裁判の意味

双葉町は末端行政ですが、東電と結んでいる安全協定

があります。これはゴルフでいうとローカルルールに当たります。ゴルフ場ごとに特有のルールがあります。このルールに従わないでプレーは出来ません。これと同じ理屈です。ルールを守ることで原発を運転し利益を上げられたのです。もし重大な事実を隠ぺいしていたら、これは即ち協定に反してしまい、原発の稼働は出来ません。私の裁判の持つ意味がほかの裁判と違うのは、この点です。当時の東電役員の刑事裁判や株主代表訴訟では、これを裏付ける数々の信義則違反の事案が出てきています。

その代表的な事実は、被告らが2002年から地震・津波の議論をしていたことが判明しています。2011年3月7日に東電は、原子力安全・保安院に津波の高さの試算結果を報告していたのです。この一連の会議に双葉町は参加していません。このような会議をしていることさえ地元の町には知らされなかったのです。知っていれば当然、私の職権で原発の運転を止めました。7日から11日までには日があります。4日あれば完全に前処理をして、原発を安全に止められました。

これは看過できない事実です。私は黙ってははいられないのです。私の責務は、双葉町の災害対策本部長として、町民の生命・身体・財産と町を守ることでした。私がこの情報を知り得たならば、世界最大の事故を防ぐことができました。勿論、現在のような身分にならなくてもよかったのです。被告らが隠ぺいしたために、得べかりし利益を喪失し、避難の影響で亡くなられた町民も発生しました。そして何よりも、私たちは「原発事故で避難する義務は存在していません」ので、多くの町民が住所不定になり、無職という辛い思いと苦しみを、毎日味わうことは無かったのです。

存在しない避難の義務

余談になりますが、昨年薩摩川内市役所を訪ねました。目的は、原発事故が起きた場合、市民に避難の義務があるのかを確認することでした。市の条例担当者を訪ねて、職員に「市には原発事故時の避難計画があるが、市民にはそのようなことをしなければならない義務がありますか」と尋ねました。その職員は答えに戸惑いましたが、部下の職員が調べた結果、義務はありませんでした。

この後、伊方町も訪ねて、旧知の総務課長さんに同じことを聞きましたが、答えは同じでした。

国民には原発事故から避難する義務は存在していません。私たち双葉町民は理由なき避難生活を今続けているのです。これは明らかに憲法で保障されている人権を被告らが犯しているのです。

私の裁判は、決して私個人の利益のために闘っている裁判ではありません。夥(おびただ)しい被害を隠ぺいされて苦しんでいる双葉町民と子孫たちのためにやっています。そして、世界中の人々が行政の過誤や政治家によって苦しむことが無いようにするためのものです。この世界最大の原発事故は、福島の前例だけのものではありません。

食品と放射能のはなし 測定方法、諸外国の輸入制限

事故前、双葉町などの住民各戸には、原子力の安全性をうたう資料が配布されていた。その資料から、今回は放射能の測定方法と、その関連で、諸外国の日本産食品の輸入制限に関する農水省資料を紹介する。

食品に含まれる放射線量の正確な測定には、「乾燥・灰化＝水分なし」が重要であることがわかる。

また、諸外国の日本産食品の輸入制限は今なお続く。現在の国内の食品の放射能基準値100Bq/kgは、事故直後の暫定値500Bq/kgと比較して厳しくなったように感じる。しかし、「環境放射線データベース」によれば、事故前の全国的な水準はおおよそ0.1Bq/kg以下であったことを確認しておきたい。

アトムふくしま別冊シリーズその16 (2009年01月)

『ウランちゃんの原子力の基礎知識』

発行：(財)福島県原子力広報協会

「原子力の基礎知識 放射線Q & A」(要約)

Q 身の回りの放射線や放射能は測定しているの？

A 福島県では、原子力発電所周辺の安全確保に万全を期すため、周辺地域の放射線や放射性物質の量を常時測定しています。これを環境放射線モニタリングといい、テレメータシステムで空気中の放射線を常時監視する方法①と、環境試料(大気・降下物(雨水・ちり)・土・上水・海水・海底土・農畜産物・水産物など)を定期的に採取し、含まれる放射性物質の量を測定する方法②がある。

①テレメータシステム：原発周辺23地点に設置されたモニタリングポスト(空気中の放射線量を測定)等のデータを専用回線により2分毎に福島県原子力センター(大熊町)に集め、常時監視するシステム。集められたデータはコンピューターで集計・整理され、原子力センター・県庁・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町の各町役場に設置してあるデータ表示装置に表示。福島県原子力センターのHPでもリアルタイムで公開。

②環境試料採取による環境放射能監視

核種濃度、全ベータ放射能の測定

- ・食物 → 乾燥 → 灰化 → 灰試料 → 測定試料
- ・土 → 乾燥 → ふるい → 測定試料
- ・降下物(雨水・ちり)・上水 → 蒸発乾固 → 測定試料

『きずな』(2009年9月) 発行：東京電力

「知るほどなるほど放射線」(要約)

原子力発電所では、放射性物質による発電所周辺環境への影響を調査するため、野菜や魚・海水などを定期的に採取し、その中に含まれている放射性物質の種類と量を測定し確認している。この野菜や魚を環境試料といい、普段よく口にするものから選定。(主な環境試料例：牛乳・ほうれんそう・わかめ・魚)今回は魚に含まれる放射性物質の測定方法を紹介する。

○採取：地元漁師の協力で年1～2回採取(あいなめ、かれい)

①前処理：重量測定や洗浄の後、骨・内臓を取り除き食

べる分だけにする。(丸ごとでないダメ！ 井戸川氏 談)

②乾燥・灰化：最高105℃になる大型乾燥機で一晩乾燥。灰化炉で灰化させ体積を小さくする(＝測定試料)。

③測定・分析：ゲルマニウム半導体検出装置により試料中に含まれる放射性物質の種類と量を測定。

・データ収集…「福島県/東京電力」試料採取測定

↓

・評価・検討…「技術連絡会」(安全協定に基づき3ヶ月毎開催) 福島県・学識経験者、大熊町・双葉町・富岡町・楡葉町、東京電力

↓

・公表…「福島県/東京電力」

農林水産省

▽日本産食品の輸入制限(抜粋)2012年8月27日現在

国	地域：食品の種類
韓国	福島・群馬・栃木・茨城・宮城・千葉・神奈川・岩手 ：県ごとに詳細品目指定(青菜類、果物類、きのこ類、山菜類、米、飼料、原乳、魚類、茶など)
中国	福島・群馬・栃木・茨城・宮城・新潟・長野・埼玉・東京・千葉 ：全食品、飼料
香港	福島・群馬・栃木・茨城・千葉 ：野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
台湾	福島・群馬・栃木・茨城・千葉 全食品
米国	福島・栃木・岩手・宮城・茨城・千葉・群馬・神奈川 ：県ごとに詳細品目指定(青菜類、果物類、きのこ類、山菜類、米、飼料、原乳、魚類、肉類、茶など)
その他	クウェート「47都道府県：全ての食品」 ニューカレドニア・サウジアラビア「福島・群馬・栃木・茨城・宮城・山形・新潟・長野・山梨・埼玉・東京・千葉：全食品(飼料)」 ロシア「福島・群馬・栃木・茨城・東京・千葉：全食品」 ほか

▽主要国の輸入停止例2016年3月31日現在

国	地域：食品の種類
韓国	日本国内で出荷制限措置がとられた都県 同品目 青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・千葉 水産物
中国	宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・新潟・長野 ：全食品・飼料
香港	福島・群馬・栃木・茨城・千葉 ：野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
台湾	福島・茨城・栃木・群馬・千葉 全食品(酒類を除く)
米国	日本国内で出荷制限措置がとられた都県 同品目

(篠崎幸恵 さいたま市在住、世話人)

井戸川裁判(福島被ばく訴訟) 第7回口頭弁論/報告集会 報告

事前集会

2017年7月12日(水)9時20分、東京地方裁判所前での事前集会に、50余名の支援者が集った。原告の井戸川氏は、口頭弁論の概要等を述べ、亀屋共同代表は、原発事故で受けた地獄のような思いとともに、裁判支援を訴えた。川根共同代表は、「井戸川裁判は、日本で起きた史上最悪の原発事故の責任を問うもの。事故も住民の被ばくも避けられなかったのか。東電福島第一原発からは現在も毎日、放射性物質が降り注ぐ。今月18日(編集注:実際には19日)からは、3号機を開けて核燃料デブリの確認ロボットを挿入する。このような環境で、健康を害する人もジワジワと

増えているのではないか。伊方原発に続き、高浜原発3、4号機も再稼働された。柏崎市長は「柏崎刈羽原発1～5号機は廃炉に」と東電に申し入れたが、逆に6、7号機再稼働容認もとられる。東電は、柏崎刈羽の7基全てを再稼働する再建計画を立てている。私たちはもう原発事故はゴメンだ。この裁判で国と東電の責任を明らかにすることで、国の原発政策を転換させることができると考える。裁判への支援、協力をお願いしたい」と訴えた。

9時30分から103号法廷に移動。

(篠崎幸恵 さいたま市在住,世話人)

傍聴報告

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)第7回口頭弁論が、10時から東京地方裁判所103号法廷で開廷した。98席の傍聴席は満席となり、入れなかった方には申し訳ない思っていたが、裁判官たちに与えるインパクトは大きいだろう。

原告第11準備書面の要旨

<原発事故の未然防止と事故の責任を問う>

福島第一原発は海拔10mの敷地にあるが、想定される津波の予測として、二つの予測があった。

一つは、民間の社団法人「土木学会」が2002年3月に予測した波高5.7m。もう一つは、政府の専門機関である「地震調査研究・推進本部」が同年7月に公表した「地震活動の長期評価について」において予測した15.7m。被告(国および東電)は「土木学会」の予測を採用し、「推進本部」の予測を「想定外」として、無視した。

この「土木学会」は電気事業連合会の委託で設置され、予算の全額が電力会社から出していた。土木学会の津波予測は、電事連の意向に沿ったものである。

東電は2008年9月、福島第一原発で、本店担当部署と福島第一原発の所長ら幹部との会議を開いたときに、非公開とする社内文書を配布していた。

この社内文書には、15.7mの津波が福島第一原発を襲った場合に、敷地へどのように浸水していくかが詳細に図解されている。そこには、敷地の高さを大幅に超える津波が原発を襲うので、津波対策が必要であることが具体的かつ明確に示されている。

以上のことから、原発事故は、東電が津波の来襲を事前に十分に予測していたにもかかわらず、意図的に「想定外」としたことによって起きたものである。よって、東電は極めて重大な過失に該当する。

報告集会(衆議院第一議員会館 大会議室)

開会挨拶 木村結共同代表

フランス政府が原発17基を閉鎖すると発表した。何も良いところがない原発に未来がないことを訴えながら、「井戸川裁判」を友人・知人や世の中に更にアピールしていこう。

口頭弁論報告 古川元晴弁護士

東電は15.7mの津波が福島原発を襲う可能性を知り

ながら、何の津波対策もしなかった。普通なら、この事実によって国・東電の責任が問われるはずだが、実際には日本の司法では被告が無罪になることが多い。普通の社会生活なら当然犯罪者になると考えられる者が、なぜ日本の司法では無罪になるのか。

日本の刑法学会には、二つの考え方がある。

一つは、「具体的予見可能説」：これまでに実際に起きたことがあり、具体的かつ確実に予測できる危険についてのみ、責任を問えるとする考え方である。

もう一つは、「合理的危険説」(危惧感説)：今までに起きたことはないが、起きる可能性が合理的に予測しうる危険については、責任を問えるとする考え方である。

現状では、「具体的予見可能説」が圧倒的に支配しているため、これまでに起きたことのない事故が起きた場合には、誰も責任を問われないことが多い。「具体的予見可能説」は、人権を尊重すべき現代の法治国家にはふさわしくない考え方である。

福島原発の事故では、「合理的危険説」が現代の社会に適応した考え方であることを明らかにして、国・東電の責任を解明していく。

井戸川克隆原告 p2コラム参照

特別報告 広瀬隆氏(呼びかけ人) 以下参照

閉会挨拶 亀屋幸子共同代表

福島はますます悪くなっている。190人の子どもたちが小児甲状腺ガンになった。こんな悲しいことはない。いじめもある。なぜ、こんな辛い思いをしなくてはならないのか。双葉町に放射能がなければ、飛んで帰りたい。井戸川さんの裁判を社会に広めながら、闘っていきたく思う。

* 報告会の後に交流会を行った。

(土屋芳久 川越市在住,世話人)

特別報告

**川内・伊方・高浜・玄海原発稼働で次の末期の大事故必至～井戸川裁判の意義を説く
広瀬 隆**

未必(みひつ)の故意

6月30日、人権および最大被曝が問題となる東京電力福島第一原子力発電所事故を起こした3人の極悪人、勝俣恒久会長と武黒一郎・武藤栄両副社長を裁く刑事裁判の初公判が開かれた。この裁判は当初、私と明石昇二郎さんとで、この事故が、日本人全体を被曝させた大事故であるにもかかわらず、本社に対しての家宅捜査も行われず、その責任者は告訴もされないことに対して、被曝を助長した山下俊一らを含めて東京地検に「告発」という形で始めた。

しかしそれでは弱い、被害者当事者による「告訴」に、ということで保田行雄弁護士とともに福島県民に呼びかけ、福島原発告訴団(現在約14000人超)が結成された。しかし、東京地検は不起訴とした。今回は法廷戦術として必勝を期して先の元役員3人に絞っての公判だったが、実際には20人以上を告訴しなければならない。司法の世界はおかしい。今の日本は正気を失っている。

事故の翌月、文科省内に設置された原子力損害賠償紛争審査会で賠償問題の取り組みが始まったが、そこでの驚くべき文書には「…本件事故に起因し実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではない」とある。被害者は国・東電からも、事故以来何も真相を知らされずに被曝し、逃げまどってきたのに、被害者が損害を回避しなかった場合は「自己責任」である、「損害賠償が制限される場合があり得る」とはどういうことか。なぜ全て賠償しないのか。自己責任って何だ? しかもたった8万円。こんな国があるだろうか。さらに被害者に対して「加害者である東電」が、補償金の請求書を送りつけ、「この書式に従って請求しろ」と言うことなどありえない。被害者が賠償を請求することなのに、逆ではないか。それをマスメディアは一度も批判していない。

一番の被害者は幼い子どもたちだ。井戸川さんと初めてお会いした時、「これは人権問題だ」と言われたことに心を動かされた。「被曝」そのものが犯罪にならないのはおかしい。東電の補償金請求書類には、「放射能によって被曝した被害」の項目がない。福島事故の最大加害行為は、金額に換算できないほどの深刻な肉体的な被曝にある。その項目がない請求書には一片の意味もない。提出した請求は、仮払いに過ぎないのに「請求は1回限り」とある。飛行機事故では一人1億円ずつ支払われる。福島県民への賠償は無責任にすべきである。これは勝てる勝負である。

東電に事情聴取し、膨大な有罪の証拠を集めながら、不起訴にした東京地検は犯罪者だ。今後起こる事故は、「過失」ではなく、法律上、起こり得ることを知りながら放置して重大事故を引き起こす「未必(みひつ)の故意」である。井戸川さんの裁判では、この点で裁判所の言質をとってほしい。

というのは、原子力の憲法である「原子炉立地審査指針」を読めば、建ててはいけない場所に日本の原発は建っている。これが、原発の再稼働が許されない法的根拠である。そのため、事故後の2012年9月19日に発足した原子力規制委員会は、この指針を抹消して新規制基準を定めたのである。「新規制基準に適合したからといって安全とは言わない」と、田中俊一委員長が重大事故が起こることを認めているのはそのためである。つまり、福島第一原発事故が発生した時点では、1989年3月27日に改訂された原子炉立地審査指針が生きており、その第一項に「原子炉は、どこに設置されるにしても、次の

ような立地条件が必要である。大きな事故の要因となるような事象、例えば立地場所で極めて大きな地震、津波、洪水や台風などの自然現象が過去になかったことはもちろん、将来にもあるとは考えられないこと。」と定められていたのだから、地震と津波によって福島第一原発事故を引き起こした東京電力が有罪であることは、この法の前に明らかである。実際に襲来した津波の高さを議論する前に、この事実を、井戸川裁判で論じていただきたい。

動き出した超巨大活断層「中央構造線」

私は年内にも次の大事故が起こるのではないかと予感している。私が『原子炉時限爆弾～大地震におびえる日本列島』を発売して原発震災を警告し、その半年後に福島原発事故が起こった。それは地殻変動を見ていれば誰にでもわかることであった。現在は超巨大活断層「中央構造線」が動き出したのだから、3.11よりもっと危険な状態にある。2016年4月16日にマグニチュード7.3、震度7の大地震が熊本・大分を襲った。これはまさに中央構造線が動き出したためであり、その延長線上に、稼働中の川内・伊方原発がある。2015年に川内原発1号機、2号機が再稼働し、熊本大地震の4ヶ月後には、伊方原発3号機が再稼働した。しばらく稼働していなかった原発は、金属材料の点から考えて非常に危険だ。台風の進路と放射能雲の進路は同じだから、福島原発事故では、偏西風に乗って放射能の8割は太平洋に落ちた。そのため、最大の被曝者は、トモダチ作戦で放射能雲の真下に突っ込んできた太平洋上の原子力空母ロナルド・レーガンの乗組員たちだった。彼らは大量被曝し、深刻な被曝症状に襲われ、2016年8月までに250人以上が病気で苦しみ、すでに7人が死亡、450人以上の原告が東電を訴えている。西日本の原発が事故を起こせば、日本全土の人々が同じ運命に遭う。伊方・川内原発には、日本全土の命運がかかっている。

また海洋汚染によって、閉鎖性海域の日本海と瀬戸内海は全滅する。その結果、海と陸の両方で食べるものがなくなる。

中央構造線上にある伊方・川内原発で起こるのは、直下型地震である。P波をキャッチしてからS波の本震が到達するのはほとんど同時だから、制御棒を挿入する時間がなく、一撃で原発が暴走して吹っ飛ぶ。その時、最も怖いのは熊本大地震で生じた上下動である。直下型地震では地盤が崩壊するから、耐震性に関係なく、原発は完全に破壊される。3.11では、福島第一原発の送電線も倒壊し、原発に冷却用の電気を送ることができなくなった。伊方原発、川内原発いずれも背後の山が崩れ、送電線も全て倒壊し外部電源は失われ、福島と同じ運命をたどる。東日本大震災で福島第一原発はたった550ガルで壊れたが、近年多発している地震は1000ガルを超えるものばかりで、それが今後半世紀続く。これからわれわれを待っているのは中央構造線の巨大地震、すなわ

ち直下型地震で、岩盤の大崩落が起こる。2008年に起こったマグニチュード7.2の岩手・宮城内陸地震では、山が上下動で宙に浮いて消滅し、人類史上最大の揺れを記録し、存在しなかったはずの巨大な活断層が姿を現した。つまり活断層の有無を調べても意味はない。どこでも地震が起こり得る日本列島には、原発を建設・運転できる適地はない。

井戸川さんと共に、怒りをもって原発をとめよう！

双葉町さんぽ 双葉町民が語る 私の3.11

「風っこ夫婦」の巻



震災当日から

風っこ夫：3月11日、南相馬市のケースデンキに行っていた時、地震に遭った。大きな揺れで車が跳び、瓦が落ちて電線がバチバチと火花を発していた。買い物もできず外に飛び出したが、余震がひどくてなかなか帰れなかった。さあ帰ろうと歩こうとしたら足が動かない。見ると、女の子が自分の足にしがみついて離さない。「やめてくれ！」と振りほどこうとしても強くしがみついている、その子にまた別の女の子が繋がっていた。

家に帰るために車で6号線に出たが、下り車線の交通量の方が多かったのを覚えている。ふっと海を見たら、建物の何倍もの高さの真っ黒な壁のような津波がこちらに向かって来ていた。家々がのみ込まれて、洗濯機の中のような感じだった。デジタルカメラを持っていたので夢中で撮影していたら、瓦礫が自分に迫ってきて、「これはダメだ！」と慌てて逃げた。この辺りは高校時代の遊び場で、土地勘があったので、何とか山に上がって難を逃れることができたが、後ろにいた車は全部やられていたようだった。

丘の上まで上がったが、余震が続いてだんだんと暗くなるし寒いので、身動きが取れずにいた。津波の第2波は自分のいた場所のすぐ近くまで来た。津波によって相馬の方面からたくさんの車が押し寄せてくるのが見え、そのハザードランプがチカチカ点滅していた。それが1台、2台…と消えていくのを見て「死んだんだなあ…」と感じた。夜になって変なモノがこちらに歩いて来た。全身泥だらけの女性だった。冷たい井戸水をかけてきれいにしてやり、近くの民家のおばあさんが着るものをやった。気がついたら、丘の周りはお濠みたいに水に囲まれていた。自衛隊機が来て「誰かいますかー！何か振ってくださいーい！」と言うので手を振ったら気がついてくれたが、また福島の方へ飛んで行ってしまった。見放されたと思った。しばらくして、泥水の中を特殊車両とゴム長を履いた遺体捜索と思われる人が竿をつつきなが

ら進んで来た。「車のエンジンがかかったら停めずに付いて来て下さい」と言われ、ずっと進んで小高のガードまで来た時、「これで生きられた…」とほっとした。

旧道を通り自宅に向かおうとしたら警察官に止められた。「どこへ行くんだ？」と聞かれたので、「双葉に帰る」と言うと、「頭がおかしいんじゃないか。ちょっとあんた降りて。双葉は誰もいないよ」と言われた。「原発」とは言わなかったで、「津波」のせいだと思った。どこへ行けばいいのか聞いたら、「山へ」と言われた。山へと言われても広いので…と思ったが、山道を知っていたので36号線を通して山に向かい、蟻の行列みたいに続いていた車の列に加わった。そこから1日かけて川俣に行ったのだが、一旦やめようと思っていた時に浪江町避難所の看板を見つけた。入ろうとしたら「住所を言え」と言われて、「双葉」と言ったら、「双葉町の人はダメ」と言われた。

13日、飯坂小学校へ行ったら、役場の人が自分をキョロキョロ見る。理由は、自分が行方不明者簿にあったかららしい。安否を綴ったものを恐る恐る見ると、やはり自分の名前があった。飯坂小学校から家族が避難している小島小学校に行った。夜になって家族に会うと、ポカーンとされた。自分は死んだと思っていたらしく、遺体確認や埋葬準備を誰が担当するかの話し合いをしていたらしい。「線量が高くなっているからここにはダメ。埼玉へ行こう」ということになって、夜中に移動を始めた。

14日、妻たちは孫と娘夫婦の5人で埼玉へ向かうことになったが、「自分はここにいる。人間生きていればこんな狭い日本どこかで会えるから。元気で暮らせ」と別れた。まだ原発が爆発前のことで、その後も爆発のことは何も知らなかった。自分にとって被災というのは「津波」であって、原発の爆発ではなかった。18日の明け方、4号線を南へ向かって二本松から郡山、その後、親戚がいる茨城に向かった。真っ暗な中、道路が陥没したりしていたので、慎重に進んだ。途中、サービスエリアに寄って、ドアが開くので「こんばんは」と入っていったが、誰もいない。財布に千円札があったので、それを置いて、「食べるものいただきますね。釣りはいらさないから」と。納豆を食って、水戸の梅も食った！ふと見たらATMがあるので、5万円下ろした。後に、この時の明細は自分の行動記録となった。圏央道に乗って、すぐ近くのインターチェンジを降りたら、見覚えのあるスーパーを見つけた。途中に避難所もあって、「食べてきましたか？」とおにぎりや沢庵をもらって腹いっぱい食べて、更におにぎりをもらった。「町の中には救護所が何ヶ所かあるから、仮眠をとってください」とも言われた。

次の日(19日)の明け方、親戚の家に着き、そこで1ヶ月間世話になった。周辺ではあちこちの家が壊れていて、屋根の瓦を直せる人がいないので、自分が見よう見まねで藁と土をこねて直してやったら、いつの間にか「親方」と呼ばれるようになった。茨城では、震災後にもかかわらず

「かっぱ寿司」が営業をしていた。入ってみたら、ネタはサンマ等の缶詰だった。生魚が手に入らなかったんだろう。テレビで「双葉町ごと旧騎西高校へ移動」というニュース見て、「行ってみよう」ということになり、4月中旬に加須に向かった。役所で場所を聞いたが、122号線がなかなか見つからずぐるぐると迷ってしまい、あきらめて茨城に帰るか…と思っていたところ、地元の人に道を教えてもらって何とか着くことができた。その日は避難所に泊めてもらった。避難所には懐かしい人がいっぱいいたので、ここに移ることを決めて、一旦荷物をとりに茨城に戻った。

風っこ妻：3月11日の地震の時は自宅にいてテレビを見ていた。慌てて外に出て庭の木にしがみついた。近くのヘルスクエアふたばを行ったり来たりしていた。午後3時頃、歩いて孫を迎えに行くと、前田川の通りが昆布みたいになっていて。防災無線なんかわからなかった。いつもうるさいとスイッチを消していたから。

12日の朝、娘夫婦、孫、私の5人で娘の車に乗って川俣に向かった。すぐに帰れるつもりでいたため、何も持たずに来ていた。とても寒かったのでピアノの鍵盤に敷いてある赤い布を巻いていた。年寄りがいる家は準備が良く、毛布を持っていた。孫が熱を出してしまったので、毛布を持っている人に「毛布を貸して欲しい」と頼んだが、断られた。

加須に来て(旧騎西高校避難所ほか)

風っこ夫：旧騎西高校避難所には、4ヶ月間いた。同じ教室には年寄りが多く、「水を飲め、飲め」と言われていたせいか、夜になると皆でトイレに起きて、扉をガラガラ…ガラガラ…と開け閉めする音がうるさく、自分はドアのすぐ横に寝ていたかたから一睡もできなかった。それでだんだんと具合が悪くなって、ここにいる時は救急車を3回も呼んだ。仕舞いには血圧が280まで上がって倒れてしまい、それで一人部屋にしてもらった。

避難所での食事は大変だった。お弁当で揚げ物が多くて。避難所の周りのお店がわからないから、食べにも行けなかった。この時、たくさんの物資が集まったが、平等に配布はされなかった。物資の管理も、奥と手前を入れ替えないから賞味期限が古くなってダメになったりしていた。スーパーアリーナから現在まで、支援物資の現品一覧を見せてくれと役所に要求したが、途中でうやむやになって、結局はわからずじまい。避難所支援として現金を持ってくる人もいたが、どう処理されたのかわからない。もう一度この震災があったら、自分は「避難所の物資係」になる。

風っこ妻：旧騎西高校避難所で困ったのは、決まりごとが多く、自由時間がなかったこと。校舎は階段の昇り降りが大変で、重い水を持ってもらったりした。お湯が出ず、風呂もなく、洗濯は避難所から離れた所に歩いて行っていた。

避難所では、ダンボールのお盆を持って並ぶのが「物乞い」みたいで嫌だった。人が着たものを着るのも嫌だった。助かりはしたけれど…。

心に残ること、伝えたいこと

風っこ妻：茨城の親戚宅に行った時、「放射能が移る」からと言われてショックだった。

双葉の自宅には3回帰宅したが、最後に行った時は2、3分で帰った。家の中が臭いし、ネズミの糞がたくさん。サッシが曲がったりしていた。玄関に鍵を差しっぱなしだったので、役場の人が届けてくれた。

風っこ夫：ものに対する人の考え方も心の問題も“文化財”だと言える。避難先の飲み屋で「(被災者は)金をもらっているんだろ」と言われて喧嘩になったことがあった。「おまえより自分の方が市にお金を払っている」と反論した。

行政が決めた双葉町の間接貯蔵の区分けがおかしい。境界線のそっちは間接貯蔵地、こっちは違う、と。今後何代もこの補償の有無で町が分断される。町全体で悲しみを分かち合わないといけぬ。今、双葉に家や土地を持っている人は、10年、20年後どうなるのか？

ウクライナ報告 ザポルーカ “家族の家” 訪問 佐尾和子

今回は、日本の子どもたちのためにも是非必要だと思われるウクライナの施設について紹介する。

キエフ市の住宅街にひときわ目をひく瀟洒な2階建ての家がある。門を入ると玄関前の庭にはカラフルな子どもの遊具があって小さな公園のようだ。ここ「ザポルーカ」(補償)は、キエフ市にある民間団体が運営する「家族の家」。子どもたちはこの施設を「ダーチャ」(別荘)と呼んでいる。会長のナターリヤ・オニブコさんは、小柄で笑顔を絶やさぬ凛としたすてきな女性だ。ナターリヤさんにお話をうかがった。

立ち上げ

10年ほど前に近くのガン研究所(ガンの専門病院)と協力して活動を始めた。その頃はまだ「家族の家」のプロジェクトはなかった。最も驚いたのは、心理的支援がなく、みんな涙、涙の中にいたことだった。

スタッフとして最初に心理学者が1名、次に週に1度劇団が来るようになって、子どもたちは少し病気のことを忘れるようになった。母親には薬を購入するなどの支援をした。最初、手術室にはメスがなくて、診断室には顕微鏡のみで専用の機器はなく、5年間かけて研究室の設備を整えた。人材育成は、先生方を呼んで勉強をしたり、先生方を勉強のために外国へ派遣するなどして、徐々に何も無い中から整えていった。

現在、心理学者2名、親と話をし薬など必要なものを購入する人1名、物理療法士1名、子供と遊ぶ人1名、

合計5名のスタッフがいる。

家族の家

提携しているガン病院は医療技術では最高。“延命”のために「生きようという力を取り戻そう。それでガンを克服してもらおう」と様々な試みをしている。ガンの治療には1年かかる。子どもが入院すると夫婦が別れて暮らすから、離婚が多い。父親の泊まる所がなく、駅に泊まる人もいた。治療のために地方から出てくる子どもたちや両親が、精神的に安心して寝泊まりできる施設が必要だった。家のプロジェクトだと父親も泊まることができるので、家族にとってありがたい。

「家族の家」では、家族は1部屋(テレビ、インターネットなし)。食堂や居間は、他の家族とつきあう場。会話によって気持ちが明るくなる。集中治療時は、母親は付き添いで何もできないから、親戚に助けに来てもらう。地下室は、親戚が泊まる部屋で相部屋。男性4名、女性2~3名が各室に泊まることができる。

スタッフを病院に派遣しているから、援助が必要な家族がわかるので、利用者はその中から選定している。今年訪問した時には5、6家族が泊まっており、お土産の紙風船で賑やかに遊んだ。

ガン病院で年間300人が治療を受け、そのうちの年間60~100人がこの家に泊まる。0~5歳児が多い。その理由は、①病院の食事は少し大きな子ども用なので、小さな子どもの食事はこの「家」で作る、②掃除が行き届いているので清潔、③子どもの監視がきちんとできる、などである。居間は広々としていて、子どもたちの作品などが飾ってあり、温かな雰囲気だ。

全ての子どもたちを泊めることはできないので、他の子どもは週に1回呼んで一緒に楽しむ。1ヶ月に1日、入院している子どもたちの誕生日会をする。治療には長期間かかり親しくなるから、治療が終わってからも訪ねてくる子どもたちは多い。

毎年夏にガンが治った13歳~18歳の子どもたちを

40人、10日間のキャンプに連れて行く。半日は大学の先生の講義で、午後は折り紙などで遊ぶ。場所はブッシュヴァージーチャ(キエフから20分ほどの汚染されていないリゾート地)で、キャンプまでの交通費は自己負担。あとはザポルーカが負担する。治療を受ける子どもは半年から1年家から離れて生活をする。それは別世界だから精神的に大変で、同じ体験をした子どもたちが会うこのキャンプは、とても大事である。

家主は銀行で、家賃は安い、年々経費は増えている。資金や費用は、イタリアのソルテール支援団体、国内外の団体などの寄付でまかなっている。今は一般市民のサポートが増え、50%以上が国内からの寄付である。チェルノブイリ法では、全てを補償することになっているが、現実には財政難のため国40%、自己負担60%。薬は自己負担で、国からの補助はベッド代と医者の手当(入院治療費)。特に現在は軍事費が増大し、補助が困難になっている。東部では紛争により病院が破壊され、子どもたちがこちらに来るので病院は満員。現在、64人の子供たちに、国の代わりに手足の切断治療などをした後のPhysical care(training)を行っている。他の2つの病院と協力することで活動がとても活発になった。また精神的ケアのために神経小児科を設けている。

“子どもたちは未来”

福島の現状は、どうなのだろうか。肉体的・精神的ケアは十分ではないように思う。いま190人の子どもたちから甲状腺ガンが見つかっている。他のガンや病気で苦しんでいる子どもたちは、相当数に上るはずだ。今春避難解除した地域には、0.3~10 μ Sv/h、所によってはそれ以上のホットスポットが、数多く存在する。こうした高線量の場所に強引に帰還を進める政策には、子どもたちの未来はない。「子どもが元気になったら、それが一番ありがたいこと。“子どもたちは未来”」とのナターリャさんの言葉は、将来ある子どもたちに年間1mSv以下を約束したチェルノブイリ法と重なった。

ご案内

▼井戸川裁判(福島被ばく訴訟)

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

第8回口頭弁論期日

2017年 10月4日(水) 10時開廷

場所：東京地方裁判所103号法廷(大法廷)

閉廷後に「報告集会」開催予定

問合せ：080-4865-3159(稲垣)

第9回 12月13日(水)の予定

過去の口頭弁論・報告会・講演・上申書資料については、下記HPをご覧ください。関連の訴訟団体のリンクもございます。

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会HP

<http://idogawasupport.sub.jp/index.html>

傍聴に来て
ください！

会員募集・寄付のお願い

現在、「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」の会員は275名(2017年6月現在)です。ぜひお知り合いの方へお声をかけてください。

会の案内リーフレットが必要な方は、必要部数を左記(問合せ)へご連絡くださればお送りいたします。

また、寄付によるご支援も歓迎いたします。皆様のお力が原告の支えになります。何卒よろしく願いいたします。

入会を希望される方は、郵便振替用紙に以下の事項を記入の上、年会費1000円をお振込ください。

・通信欄：振込の名目「会費」「寄付」など

・郵便番号・住所・氏名・電話番号・メールアドレス

口座番号：00110-6-361267

口座名義：井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会